

東日本大震災により被災した市町村等に対する郡山市公民館等の使用料の免除に関する基準

平成 23 年 12 月 1 日制定

平成 27 年 4 月 1 日一部改正

[教育総務部生涯学習課]

(趣旨)

第 1 条 この基準は、東日本大震災により被災した市町村又は公共的団体及び本市内に避難している他市町村の被災者により構成された団体に係る次の各号に掲げる施設の使用料の免除に関し、必要な事項を定めるものとする。

- (1) 郡山市立公民館条例（昭和 40 年郡山市条例第 50 条）に基づく公民館
- (2) 郡山市勤労青少年ホーム条例（昭和 46 年郡山市条例第 33 号）に基づく郡山市勤労青少年ホーム
- (3) 郡山市公会堂条例（昭和 40 年郡山市条例第 57 号）に基づく郡山市公会堂
- (4) 郡山市コミュニティセンター条例（昭和 62 年郡山市条例第 15 号）に基づく郡山市コミュニティセンター
- (5) 郡山市ふれあいセンター条例（平成 8 年郡山市条例第 18 号）に基づく郡山市ふれあいセンター
- (6) 郡山市農村交流センター条例（平成 8 年郡山市条例第 21 号）に基づく郡山市農村交流センター
- (7) 郡山市総合学習センター条例（平成 17 年郡山市条例第 81 号）に基づく郡山市総合学習センター  
(使用料の免除)

第 2 条 前条に規定する施設の使用料の免除は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、営業、営利その他これに類する目的をもって郡山市勤労青少年ホームを使用する場合には、適用しない。

- (1) 東日本大震災に伴い仮に事務所を置く市町村（以下「対象市町村」という。）が、公用又は公共用に使用する場合 全部免除
- (2) 対象市町村が所管する公共的団体が、公益的事業に使用する場合 全部免除
- (3) 本市に避難している他市町村の被災者により構成された団体のうち、社会教育関係団体、町内会その他の自治組織又は行政施策を推進するための補完的業務を行う組織及び福祉団体が、その目的達成のために使用する場合 全部免除

(使用料免除の制限)

第 3 条 第 1 条に規定する施設の冷房又は暖房の使用料及び郡山市勤労青少年ホーム条例別表第 2 に規定する使用料は、前条第 1 号及び第 2 号に該当する場合を除き、免除しない。

附 則

この基準は、平成 23 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。